# アドバイス・レポート

令和2年7月3日

令和2年2月6日付けで第三者評価の実施をお申込みいただいた 社会福祉法人くら しのハーモニー 介護老人保健施設ハーモニーこが につきましては、第三者評価結果 に基づき、下記のとおりアドバイスをいたしますので、今後の事業所の運営及びサービ スの提供に役立ててください。

記

# (通番9) 継続的な研修・OJTの実施

法人の人事・研修担当者を中心に内部研修計画を整備して、 経験年数や職務に応じた年間研修計画を策定し実施していま す。内部研修の体験型研修や勉強会等には、非常勤職員も参加 しています。基本の育成プログラムではレベル到達しない新人 職員には、一人一人の成長に合わせたオーダーメイドの OJT を 実施し丁寧な職員育成を実施しています。

# (通番14)地域への貢献

特に良かった点とその理由(※)

1 階に地域開放カフェ「喫茶ほっこり」を開設して、地域の方々が自由に来所してコーヒー等を飲めるスペースを整備しています。毎月1回、地域の高齢者が集える「こころ健康カフェ」を開催しています。地域の小学校等で開催する「認知症サポーター養成講座」の講師として施設職員を派遣しています。

#### (通番 21) 多職種協働

入所前には「介護サービス共通診断書」や「診療情報提供書」 を依頼し、退所前後にはケアチームの連携調整をしてカンファ レンスを実施しています。医師・看護師の常勤及び薬剤師は週 に2日の勤務の中で医療連携も密に取れています。

### (通番23番)サービス提供に係る記録と情報の保護

ケアプランに基づいたケア提供と記録は義務付け、個人情報 保護や記録の管理については新人研修で教育をしています。個 人情報保護規定を定めていますが、持ち出しや廃棄に関する規 定が文章化されていませんでした。

特に改善が

望まれる点と

その理由(※)

(通番35) 意見・要望・苦情への対応とサービス改善

苦情対応マニュアルを設置し対応方法を定めています。苦情、相談等の受付は、記録システム(ちょうじゅ)に記録後、苦情ご意見相談受付票または事故報告書に記録し、それらを基に関係部署間で振り返り対応内容を検討、結果を施設内で回覧しています。実際の改善状況について、個人情報保護に配慮しながら公開されているかは確認できませんでした。

介護老人保健施設「ハーモニーこが」は、伏見区久我の住宅街に 2000 年、当時ユニット型で個室が制度化される前に、先駆的な理念のもと、生活していく上で心身保持が必要なケアを提供するために建設されました。個別を尊重した設計にこだわり、トイレや浴室も多く配置されているなど、今も利用される方々の生活と日々のケアを支え続けています。

2014年に「在宅強化型老健」として在宅復帰に力を入れ、それぞれの自宅で生活できるように見据えた個別リハビリが行われています。

生活の場とは、個別の生活動作とともに人間関係も社会生活に 必要であるとの「ともに生き、ともに学び、ともにささえあ う」の理念に基づき、誰もが自分らしく元気に暮らせる地域づ くりにも積極的に取り組まれています。

具体的なアドバイス

前回の第三者評価で課題となった点を前向きに改善されてきており、丁寧な確認と取り組みを実践されてきています。

その中で、一定の評価はできても法人としてまだ改善する余地があるとの見解で、あえて課題を残して全職員で取り組むという項目も2点ありました。「運営管理者」の組織上の整理や利用者のカンファレンス出席について、施設として一層の理想に向かって努力されることに期待します。

その他の具体的なアドバイスとしては、下記の2点です。

- ・個人情報保護規定がありますが、持ち出しや廃棄に関して文章化されていないので、最新版に更新されることをお勧めします。情報社会において個人情報保護については、どんどん変化していきますので、新しい情報に基づいて毎年見直していくことが望ましいです。
- ・利用者の意向(意見・要望・苦情)に迅速に対応されていることの記録はされていましたが、改善状況の公表については確認できませんでした。実施途中の「満足度調査」と合わせて、その結果や改善内容を広報やHP等を活用して公開されることが望ましいです。公開されることで、利用者の思いに応える施設として一層身近になり、理念にある「ともに支えあう」の深甚が深まるものと思います。

※それぞれ内容を3点程度に絞って掲載しています。評価項目毎のコメントを「評価結果対比シート」に記載しています。

# (様式6) **評価結果対比シート**

事業所番号	2650980051
事業所名	介護老人保健施設 ハーモニーこが
受診メインサービス (1種類のみ)	介護老人保健施設(入所)
併せて評価を受けた サービス(複数記入可)	(介護予防)短期入所療養介護・(介護予防)通所リハビリテーション・(介護予防)訪問リハビリテーション・居宅介護支援
訪問調査実施日	令和2年3月24日
評価機関名	定非営利活動法人 きょうと福祉ネットワークー期ー

大項目	中項目	小項目	通番	評価項目	評価 自己評価	結果 第三者評価			
T 介		<u> </u>		 組織		为一省計画			
- 711									
	(1)組織の理念・運営方針								
		理念の周知と実 践	1	組織の理念及び運営方針を明確化・周知している。また、法人の 経営責任者(運営管理者含む)及び事業所のスタッフ全員が、理 念及び運営方針に沿ったサービスの提供を実践している。	Α	Α			
		組織体制	2	経営責任者(運営管理者含む)は、公正・適切なプロセスで意志 決定を行い、組織としての透明性の確保を図っている。	Α	Α			
		(評価機関コメント)		1)法人の理念や運営方針は、パンフレットやホームページに掲載され、そている。毎年5月の法人全体研修会を3回に分けて開催し職員に周知して 誌や広報誌、家族会等で周知している。 2)理事会、企画管理会議、施設運営委員会、介護部リーダーミーティングス会議、相談室会議等の階層別、職種別の会議を実施し、それぞれの取を行っている。キャリアパスに連動した、等級基準書で各職員の役割や材	ている。家族 グ、ユニット会 哉務に応じた	には機関 会議、ナー 意思決定			
	(2)計画	の策定							
		事業計画等の策 定	3	組織として介護サービスの質の向上に向けた計画を策定すると共 に着実に実行している。また計画策定には多角的な視点から課題 を把握している。	Α	Α			
		業務レベルにおけ る課題の設定	4	各業務レベルにおいて課題が設定され、各部門全体が課題の達成 に取り組んでいる。	Α	Α			
		(評価機関コメント)		3)中・長期計画となる「施設ビジョン」(3~5年後に達成されるべき目標)を基に毎年の事業計画(「部門ミッション」等)が策定されている。事業計画の取組み内容を年度末に振り返り、次年度の計画に課題や意向を反映させている。 4)各部署の「部門ミッション」を年度当初に策定し、改善点と取組むべき事項について目標設定して、課題の解決に取組んでいる。「部門ミッション」の内容を、ユニットごとの取組みに反映させて、リーダーミーティング上やユニットミーティングでも半期や年度末に振り返り、必要に応じた目標設定を行っている。					
	(3)管理	里者等の責任とり	一タ	<b>゙</b> ーシップ					
		法令遵守の取り 組み	5	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組みを行っている。	Α	Α			
		管理者等による リーダーシップの 発揮	6	経営責任者又は運営管理者は、自らの役割と責任を職員に対して 表明し、事業運営をリードしている。	В	В			
		管理者等による状 況把握	7	経営責任者又は運営管理者は、事業の実施状況等を把握し、いつ でもスタッフに対して具体的な指示を行うことができる。	Α	Α			
	(評価機関コメント)			5)事務長や事務次長が労働関係法令の研修に参加し、法令遵守の内部法令遵守マニュアルを整備して会議等で確認すると共に、パソコンですく境を整備している。 6)キャリアパス等級基準書に管理職の役割と責任を明記して職員に周知面談や法人が行う「働き方アンケート」等の中で、現場職員の意見を聞く織活性化プログラム」を定期的に実施しているが、法人独自の取組みとら信頼を得ているかを把握するシステムは整備されていない。 7)管理職は報告書や日報、議事録、アクシデントリポート等を確認し、日等を把握している。施設長や事務長は施設内におり、不在の場合でも携体制あり、必要に応じた指示を行っている。	*に調べられ 知している。4 機会をもって して、管理職 々の事業の	るような環 毎年の職員 いる。「組 が職員か 実施状況			

大項目	中項 小項目		通	評価項目	評価結果				
人坦口	目	小項日	番	計逥填口	自己評価	第三者評価			
Ⅱ組織の運営管理									
	(1)人材の確保・育成								
		質の高い人材の 確保	8	質の高い介護サービスを提供できる人材の確保のために、必要な 人材や人員体制についての管理・整備を行っている。	Α	Α			
		継続的な研修・O JTの実施	9	採用時研修・フォローアップ研修等を実施し、段階的に必要な知 識や技能を身につけることができる。また業務を通じて日常的に 学ぶことを推進しており、スーパービジョンを行う体制がある。	Α	Α			
		実習生の受け入 れ	10	実習生の受け入れに対する基本的な姿勢を明確にし、体制を整備 している。	Α	Α			
		(評価機関コメント)		8)中・長期計画(「施設ビジョン」)や事業計画の中に、人員体制の構築や明記されている。実習生が希望就職することも多く、福祉系学部を中心にる。介護職員の中途採用は、介護福祉士資格所持者や初任者研修終了資格のない職員には、法人が費用の一部負担をして実務者研修を計画9)法人の人事・研修担当者を中心に内部研修計画を整備して、経験年勢研修計画を策定し実施している。内部研修の体験型研修や勉強会等にしている。基本の育成プログラムではレベル到達しない新人職員には、セセナオーダーメイドのOJTを実施している。10)法人全体で社会福祉士養成校の実習生を受入れ、実習生の受入れている。社会福祉士等の実習指導者養成研修を受講した実習担当者やを各エリア事業所に配置すると共に、指導者同士が情報交換できる場(会)を設けている。インターンシップや地元の小学校や保育園等の体験もいる。	こ新卒者を扱う 対象を優先的 でのででは、 でのででいます。 でのでは、 でのできない。 でのできない。 でのできない。 でのできない。 でのできない。 でのできない。 でのできない。 でいるではない。 でいるではない。 でいるではない。 でいるではない。 でいるではない。 でいるではない。 でいるではない。 でいるではない。 でいるではない。 でいるではない。 でいるではない。 でいるではない。 でいるではない。 でいるではない。 でいるではない。 でいるではない。 でいるではない。 でいるではない。 でいるではない。 でいるでいるではない。 でいるではなない。 でいるではなない。 でいるではなない。 でいるではなない。 でいるではななななななななななななななななななななななななななななななななななな	採用していいには、 に採用していいには、 はは、 はは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、			
	(2)労賃	カ環境の整備							
		労働環境への配 慮	11	質の高い介護サービスを提供することができるよう、職員の労働 環境に配慮している。	Α	Α			
		ストレス管理	12	スタッフの業務上の悩みやストレスを解消するために、具体的な 取組みを行い業務の効率を高めている。また、スタッフが充分に くつろげ、心身を休めることができる休憩場所を確保し必要な環 境を整備している。	Α	Α			
		(評価機関コメント)		11)年2回の上司面談や本部が全職員に実施する意向調査を通じて、本を把握している。育児・介護休業規定が整備され、育児休暇を取得している。労働安全衛生委員会を開催し、労働環境を話し合っている。 12)産業医や「おかもと心とからだのクリニック」と提携し、職員が相談では人互助会を組織し、納涼会や新年会等の職員交流行事の開催やサークントン等)を支援している。	戦員として復 きるようにして	帰していている。法			
	(3)地垣	ばとの交流							
		地域への情報公 開	13	事業所の運営理念を地域に対して開示し、広報するとともに、利 用者と地域との関わりを大切にしている。	Α	Α			
		地域への貢献	14	事業所が有する機能を地域に還元している。	Α	Α			
		(評価機関コメント)		13)ホームページやパンフレットを通じて事業所の情報提供している。年 モニーこが通信」を、近隣の町内会やスーパー、関係機関等に配布して している。毎年、夏祭りや餅つき大会等を開催し、地域住民や子供達も 流している。 14)1階に地域開放カフェ「喫茶ほっこり」を開設して、地域の方々が自由 を飲めるスペースを整備している。毎月1回、地域の高齢者が集える「こ ている。地域の小学校等で開催する「認知症サポーター養成講座」の講 遣している。	事業所の取約 参加し、施設 に来所して= ころ健康カフ	組みを広報 入所者と交 1-ヒー等 エJを開催し			

大項目	中項	小項目	通	評価項目	評価			
	目		番		自己評価	第三者評価		
III 適切な介護サービスの実施								
	(1)情報		1					
		事業所情報等の 提供	15	利用者(希望者含む)に対してサービス選択に必要な情報を提供している。	Α	Α		
		(評価機関コメント)		15)ホームページやパンフレットには居室や活動写真、リハビリの様子をりやすく作成している。広報誌は各ユニットごとに日々の活動の様子を掲にも見て頂けるようにしている。				
	(2)利用	契約						
		内容・料金の明示 と説明	16	介護サービスの利用に際して必要となる内容や料金について、利 用者にわかりやすく説明し同意を得ている。	Α	Α		
		(評価機関コメント)		16)介護サービスの利用に際して必要な内容や料金は重要事項説明書 意も得ている。キーパーソンが不在など状況に応じて、後見人制度のア をしている。				
	(3)個別	別状況に応じた計画策定						
		アセスメントの実 施	17	利用者一人ひとりの心身の状況や生活状況を踏まえたうえでアセ スメントを行っている。	Α	Α		
		利用者・家族の希 望尊重	18	個別援助計画等の策定及びサービスの提供内容の決定に際して、 利用者及びその家族の希望を尊重している。	В	В		
		専門家等に対す る意見照会	19	個別援助計画等の策定に当たり、必要に応じて利用者の主治医・OT/PT・介護支援専門員・他のサービス事業所等に意見を照会している。	Α	Α		
		個別援助計画等 の見直し	20	定期的又は必要に応じて、個別援助計画等の見直しを行っている。 17)所定のアセスメント書式を使用し、利用者の希望・置かれている状況	Α	Α		
		(評価機関コメント)		生活課題等を項目ごとに記載し、3か月に1回、見直している。 18)ケアプランの策定には、家族の意向確認を必ずとっているが、サービス担当者会議に本人もしくは家族の参加はしてもらえていない。施設としてはその重要性を重んじ課題としている。 19)ケアプラン会議開催までに、各専門職が記録システム(ちょうじゅ)にアセスメント記録を入力した上で会議を開催している。在宅復帰ケースやショートステイのケアプランは、ショートプラン会議を月1回開催し、関係者の出席のもと在宅サービスを把握したうえで施設ケアプランを立案している。 20)ケアプラン見直しは3か月ごとと定め、モニタリング書式は独自で作成し、全ケース実施している。見直し時期までに利用者の状態が著しく変化した場合は、多職種で意見交換を行う「ミニカンファ」でケア内容の変更を確認しあっている。				
	(4)関係	者との連携						
		多職種協働	21	利用者の主治医をはじめ、関係機関との間で、連携体制又は支援体制が確保されている。	Α	Α		
		(評価機関コメント)		21)入所前には「介護サービス共通診断書」や「診療情報提供書」を依頼 チームの連携調整をしてカンファレンスを実施している。医師・看護師の 2日の勤務の中で医療連携も密に取れている。				
	(5)サー	-ビスの提供						
		業務マニュアルの 作成	22	事業所業務について、標準的な実施方法(業務マニュアル・手順等)が整備され、スタッフに活用されている。標準的な実施方法 は自立支援につながり、事故防止や安全確保を踏まえたものに なっている。	В	Α		
		サービス提供に係 る記録と情報の保 護	23	利用者の状況及びサービスの提供状況等が適切に記録されてお り、管理体制が確立している。	В	В		
		職員間の情報共 有	24	利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している。	Α	Α		
		利用者の家族等 との情報交換	25	事業者はサービスの提供にあたって、利用者の家族との情報交換 を行っている。	Α	Α		
	(評価機関コメント)			22) 業務マニュアルを整備し、見直しの基準も定められている。見直しにあたり、事故防止策や満足度調査など実施に向けた取り組みなど具体的な内容を反映できる仕組みとなっている。 23) ケアプランに基づいたケア提供と記録は義務付け、個人情報保護や記録の管理については新人研修で教育をしている。個人情報保護規定を定めているが持ち出しや廃棄に関する規定が文章化されていない。 24) 利用者の申し送りについては、PCの記録システムで管理・共有し、具体的な内容はユニットごとに独自で工夫した記録ボードを使用し、全職員が把握できるようにしている。看護部は看護カルテを別に作成し、医療処置など医師との連携に役立てている。 25) 年に2回の外出や茶話会、ユニットの家族会、また夏祭りや餅つき等の行事で家族に事業所の現況を知らせる機会を設けている。個別には3か月に1回はケアプラン作成について説明をする機会がある。洗濯物取り換えや来訪できない家族には必ず電話で説明している。				

(6)衛生	管理				
	感染症の対策及 び予防	26	感染症の対策及び予防に関するマニュアル等の作成により、職員 全員が感染症に関する知識をもってサービスの提供を行ってい る。	А	А
	事業所内の衛生 管理	27	施設(事業所)内における物品等の整理・整頓及び衛生管理を行い、効率的かつ安全なサービスの提供を行っている。	Α	А
	(評価機関コメント)		26)感染症マニュアルを設置、年1回更新している。ノロウイルスやインフ月に感染予防研修を実施している。最新情報は感染予防委員会で検討内に掲示している。感染症のある利用者を、万全の体制を整えて受け入27)施設内清掃は業者委託で毎日実施し、ワックス掛けは年3回、フロア数カ所にオゾン脱臭機を設置している。汚物は、職員、介護サポーター等やかに廃棄している。	し必要に応し れることがあ と居室で実施	ごて事業 ある。 施してし
(7)危機	<b>養管理</b>				
	事故・緊急時等の 対応	28	事故や緊急時における対応等を定めたマニュアルがあり、年に1回 以上、必要な研修又は訓練が行われている。	Α	Α
	事故の再発防止 等	29	発生した事故等に係る報告書や記録を作成し、事故の再発の防止 のために活用している。	Α	А
	災害発生時の対 応	30	災害時における対応等を定めたマニュアルがあり、年1回以上、必要な研修又は訓練が行われている。	Α	Α
(評価機関コメント)			28)事故、急変時等各種緊急時対応マニュアルに責任者、指揮命令系統ティング時に読み合わせて周知徹底を図っている。夜勤の際は必ず緊急の留意点を看護師がOJTの一環として指導している。利用者の夜間帯ポチェック表にて確認し、時宜に応じてミニカンファレンスを行い検証してい29)事故報告書を作成し、転倒事故、服薬事故は別用紙に記載、より一いる。重大事故は保険者に報告すると共に法人の企画管理委員会にてた、毎月事故再発防止委員会(KAP委員会)でヒヤリハットと事故報告を充の月間ニュースに掲載し事故防止の啓発に努めている。30)責任者及び指揮命令系統を定めた「防災マニュアル」「自衛消防隊の時の対応」を設置している。夜間想定を含めた年2回の防災訓練を実施、大会に参加している。マニュアルに地域連携を謳い、福祉避難所の指定資を屋上倉庫に備蓄している。	は時対応と緊 状態変化を る。 アのに を を が で が で が で が が が が が が が り に り に り い に り に り の に り に り に り に り に り に り に り に	急搬送回記をする。議で 図 3 議で 図 3 議で 展 派

項目	中項	小項目	通番		評価				
7.1	日 1 <b>+ /</b> / 17 =	** - 4-2 -	鉗		目己評価	第三者評価			
7利用者保護の観点									
	(1)利用者保護								
		人権等の尊重	31	利用者本位のサービス提供及び高齢者の尊厳の保持に配慮した サービス提供を行っている。	А	Α			
		プライバシー等の 保護	32	利用者のプライバシ―や羞恥心について、常に問題意識をもって サービスの提供を行っている。	Α	Α			
		利用者の決定方 法	33	サービス利用者等の決定を公平・公正に行っている。	Α	Α			
	(評価機関コメント)			31)高齢者の尊厳、自立支援を尊重するサービス提供を法人理念、施設理念に掲げ、職員が意識して業務を行うよう業務マニュアルや事業計画にも記載している。身体拘束禁止に関する実態調査を管理職、ユニットリーダーに実施し、ユニットケアの振り返りを行う。毎年「権利・尊厳の保持」の施設内研修を行う中で高齢者虐待防止法バシー保護について定め、羞恥心への配慮と共に施設内研修の中で学んでいる。ケアする中で課題として挙がったことはミニカンファレンスで検討し、ケアプランや記録に残すと共に申し送りを行い情報共有している。33)申し込み段階で「在宅復帰に向けたリハビリ希望者」や「介護者のレスパイト希望」を優先する旨説明している。その上で入所面談を実施、入所判定会議にて決定する。長期になった場合は入所継続会議(医師、看護師他全職種参加)を実施して、本人に適した所を精査し、必要な場合は紹介することもある。経過はインテーク記録に記載している。					
ĺ	(2)意見	・要望・苦情への	の対	応					
		意見·要望·苦情 の受付	34	利用者の意向(意見・要望・苦情)を広く拾い上げ、収集する仕 組みが整備されている。	А	Α			
		意見・要望・苦情 等への対応とサー ビスの改善	35	利用者の意向(意見・要望・苦情)に迅速に対応するとともに、 サービスの向上に役立てている。	Α	В			
		第三者への相談 機会の確保	36	公的機関等の窓口に相談や苦情を訴えるための方法を、利用者及 びその家族に周知している。	А	А			
		(評価機関コメント)		34) 入所前面接で本人、家族の意向を聞き、重要事項説明書に相談窓口相談窓口を事業所内に掲示し、意見箱も置いている。3か月に1回ケアプ個別面談する他、月1回利用者の茶話会を開き、意見を出し合うユニット35) 苦情対応マニュアルを設置し対応方法を定めている。苦情、相談等のム(ちょうじゆ)に記録後、苦情ご意見相談受付票または事故報告書に記係部署間で振り返り、対応内容を検討し結果を施設内で回覧している。至ては個人情報保護に配慮しながら公開されているかは確認できなかった36)法人第三者委員を相談窓口として設置している。公的機関の苦情相明書に記載し、契約時に利用者、家族に口頭で説明している。その他、歌ページ等への記載や事業所玄関の掲示板への掲示も行っている。	ラン更新時 もある。 か受付は、記 録し、それら 実際の改善 に 談窓口を重	こ利用者と 記録システ らを基に関 犬況につい 要事項説			
	(3)質の	)向上に係る取約	B.						
		利用者満足度の 向上の取組み	37	利用者の満足度を把握し、サービスの質の向上に役立てている。	В	В			
		質の向上に対す る検討体制	38	サービスの質の向上に係る検討体制を整備し、運営管理者を含む 各部門の全職種のスタッフが積極的に参加している。	Α	Α			
		評価の実施と課 題の明確化	39	サービス提供状況の質の向上のため、定期的に評価を実施するとともに、評価結果に基づいて課題の明確化を図っている。	А	Α			
		(評価機関コメント)		37)家族参加の年間行事を設け、取り組みについてのアンケートを実施している。今年度利用者満足度調査実施を目標とし、内容を検討し準備を進めているが実施には至っていない。 38)月1回ユニットリーダーミーティング、ユニットミーティングを開催、介護部長、看護師、施設ケアマネ、リハ職等参加し、ケア方法の確認と周知の場としている。その内容を非常勤職員ミーティングでも共有し、会議録を詰所において全職員に周知を図っている。他事業所の情報を地域の各部会や同法人内他事業所との情報共有で収集し比較検討を行っている。 39)自己評価として、施設ミッションに基づいた部門ミッションを年2回評価、見直し、次の半期に向けた取り組みを確認する仕組みがある。さらにそこに個人の目標とそのための働きををリンクさせ、サービスの向上を図る仕組みを構築している。第三者評価を3年に1度受診している。					